

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	慶所地区 (慶所集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は66.1歳であり、町平均の70.1歳と比べて低くなっているものの、およそ半数は後継者のめどが立っておらず、農業者の高齢化が避けられない状況となっている。また、担い手自体も不足しており、荒れた農地の増加が懸念されている。若手の担い手がないことで、中山間交付金等の事務の受け手がなく、補助事業の活用が難しくなったり、用水の水漏れが起きたり、水路の土砂取り作業の負担が増加するなど、農地維持も難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落全体で助け合い、リーダーの継承、若手の育成を行う。
担い手の耕作・維持のため、適正な水路の管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字慶所、三吉(慶所集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体(2名)への集積を進める。 集落での話し合いを継続し、農地の空きが出た時の情報の共有をスムーズに行う。 法面が広いなど、条件の悪い農地は集積が難しい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りの行政手続きを、地元ではなく一部町で担ってもらえると活用しやすい。
(3)基盤整備事業への取組方針
軽微な基盤整備を進め、担い手が耕作しやすい農地にしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域での話し合いを継続し、検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる事業者があれば検討する。

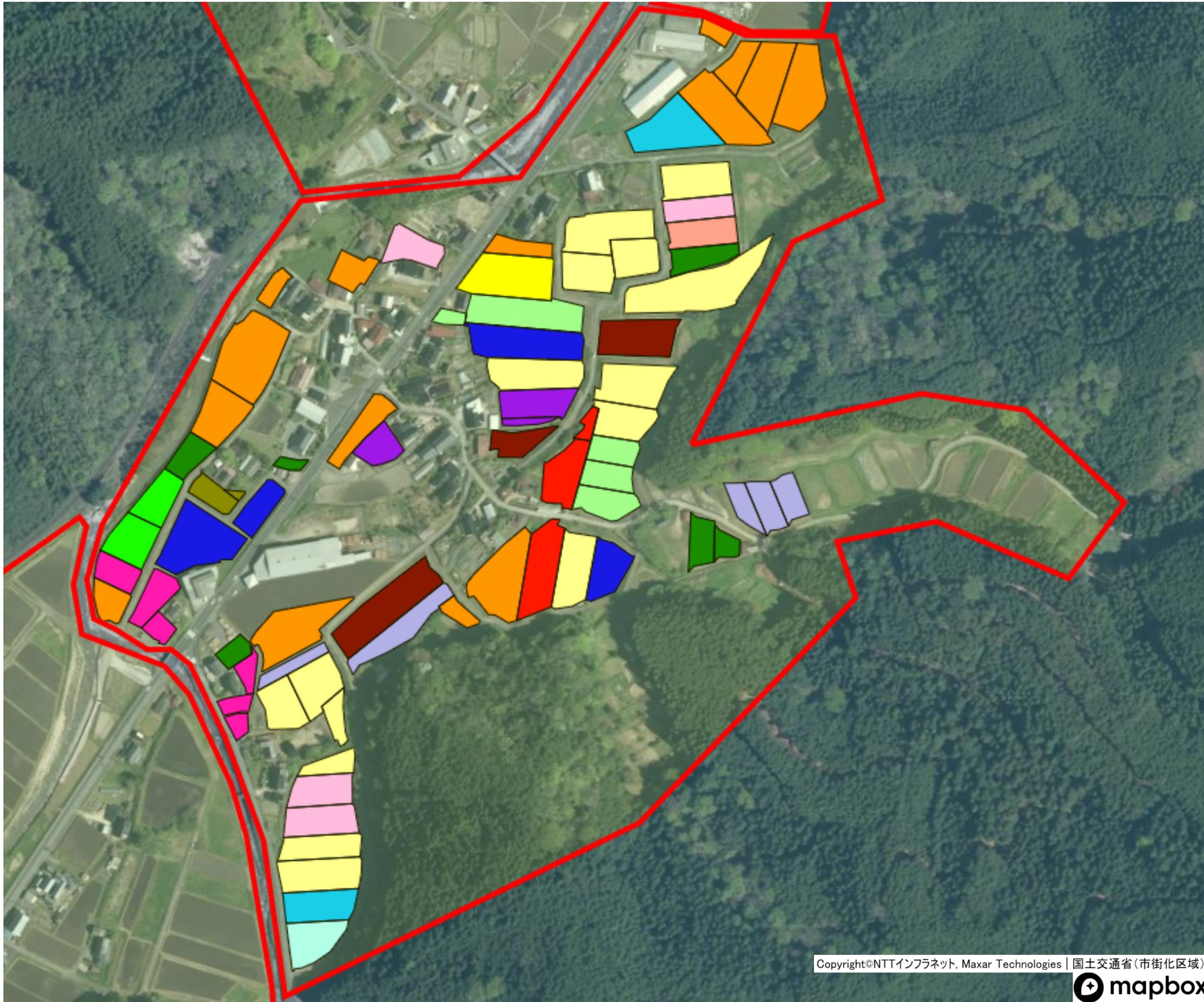
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

慶所地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- P
- Q